**作業場の共同使用（共用）に関する使用契約書**

（甲）

（乙）

甲の自動車特定整備事業の作業場を電子制御装置点検整備作業場として乙が使用するに当たり、甲・乙は、次の条件で契約を締結する。

なお、甲は、乙以外の者と共同使用の締結を結ぶときは、すべての契約者が当該作業場を支障なく使用することができるときでなければ、契約を結んではならないものとする。

１．乙が整備する自動車について電子制御装置整備作業を行うため、次の設備を使用できるものとする。

なお、従来の分解整備を行うことはできない。

　　（１）事業場の名称

　　　　　及び所在地

（２）共同使用する作業場及び車両置場（別添平面図による）

　　　　　作業場　　　面積　　　　㎡　　　間口　　　ｍ　　奥行　　　ｍ

　　　　　車両置場　　面積　　　　㎡　　　間口　　　ｍ　　奥行　　　ｍ

２．乙が共同設備を使用するときは、あらかじめ甲が指定する共用設備管理責任者の使用許可を得るものとする。

３．甲の共用設備管理責任者は、乙から使用の申出があった時は、共用設備に異状がないことを確認して使用させ、これに立会うものとする。

４．乙が共用設備を使用中に異常等が発生したときは、ただちに使用を中止して、甲の共用設備管理者の指示を受けるものとする。

５．乙は、使用終了後、共用設備を使用前の状態に戻すものとする。

６．使用期間中における設備の故障、補修に要する経費は、甲が負担するものとする。

ただし、明らかに乙の使用上の過失に起因する破損等は、乙がその経費を負担するものとする。

７．設備の使用料は、次のとおりとする。

　　（１）１台　　　　　　　円

８．本契約の有効期間は、令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日までの１年間とする。

　なお、双方契約内について異議申立がないときは、１年毎に自動的に更新継続されるのものとする。

以上の通り共同使用の契約が成立したので、この契約の証として本書弐通を作成して、甲・乙各壱通を所持するものとする。

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　（甲）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　（乙）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞